

## 「卸売市場法」改正で「卸売市場」本来の役割を放棄か

東海自治体問題研究所  
理事 山口 由夫

### 1. はじめに

新自由主義に基づく規制緩和・民営化路線が席卷し、鉄道を始め郵政・通信事業など、国民の生活を支える基幹的な産業が次々に民営化されましたが、近年はその負の側面による悪影響が明らかになって来ています。例えば、“水道の民営化”については、これから民営化を進めようという地域がある一方で、一旦は民営化したのが立ち行かなくなり、請け負った事業者が撤退して公営に戻さざるを得ないという事態になっているところもあります。

これらとは少し趣きが異なるように思われますが、2018年に「卸売市場法」（以下「法」と記載）の改正が行われました。築地市場の豊洲への移転問題があつて、一般の方にも「中央卸売市場」が少し身近に感じられたことがあるようですが、「中央卸売市場」がどんな役割を果たしているのかも含め、関係者以外には分からないことが多々あるのではないのでしょうか。

「法」の主な改正点は、これまで地方公共団体以外には認められなかった「中央卸売市場」を開設することが民間事業者にも可能になること、「法」と各自治体の条例等で細かに定められていた「公正な取引」を担保するための事項が削除され、各開設者（自治体）並びに各市場で協議して決めるように緩和されたことです。

私たちからは見え難いところで進んでいる「中央卸売市場」制度をめぐる「法」改正が、私たちにどのような影響を与えるかを考えてみたいと思います。

### 2. 中央卸売市場の役割とは？

生鮮食料品は、工場で生産される物と違って、原価を設定することが難しい物です（例えば、青果物だと原料の種が全て発芽することはありませんし、収穫量は天候に大きく左右され、品質にもばらつきが生じます。水産物でも、漁に出てどれだけの量が捕れたかで原価計算が出来るものではないですよ）。そして、需給のバランスが直ちに価格に反映するという特殊な性格を有しています。例えば、生産量が1割減ると価格は1.3倍になると云われていますし、多すぎると価格は暴落します。このため、需給バランスを反映して公正な価格の形成がされることと、安定的な供給体制を確保するために設けられたのが「中央卸売市場」です。

日本の「中央卸売市場」は、(1)日本の資本主義が成長するに伴って人口が増大した都市の勤労者に対して、生鮮食料品を出来るだけ安価に安定的に供給する役割、(2)生産者（農業・漁業従事者）の再生産を保障（代金の即時払い原則）する役割等を果たすため、人口20万人以上の地方公共団体に国が開設を認可するという、日本独特の制度です。その主な特徴は、一つは、卸売市場内の商人の活動を行政機関が厳しく監督できるようにしたことです。具体的には、卸売業者が自己の計算で利益を得ることができないように、受託拒否の禁止および委託・せり取引の原則を設け、委託手数料の上限を定めると共に、厳格な監督を行うために取引の中核となる卸売業者の数は、単数またはごく少数に絞り込みました。もう一つは、卸売市場内に立場の異なる2種類の業者が存在することです。売り手

(生産者・出荷者)の側に立つ卸売業者と、買い手(小売業者、業務用需要者)側に立つ仲卸業者とが並存しており、価値評価機能が大きくなっていることです。ヨーロッパにも生鮮食料品の円滑な流通のために、国が市場を設置するという国がありますが、日本のように地方公共団体が開設して、取引についての諸原則を条例等で定めるような制度ではありません。1970年代には、中国から多数の「中央卸売市場視察団」が、この効率的な独自システムを導入しようと来日したことがありました。

1980年には全国の県庁所在地など58都市・89市場ありましたが、人口減少や生鮮食料品流通の変化(スーパーの出店拡大、冷凍技術の進化、物流形態の変化、消費者の嗜好の変化など)に伴って、現在は40都市・65市場と減少してきています。しかし、現在でも「卸売市場は、野菜、果物、魚、肉など日々の食卓に欠かすことのできない生鮮食料品等を国民に円滑かつ安定的に供給するための基幹的なインフラとして、多種・大量の物品の効率的かつ継続的な集分荷、公正で透明性の高い価格形成など重要な機能を有している。」

(令和3年5月 農林水産省編『卸売市場をめぐる情勢について 食料産業局』)と記すように、現在でも生鮮食料品の大半が「中央卸売市場」を経由してスーパーや小売店に供給されています。農林水産省が公表している最新の数値である2018年には、水産物の47.1%、青果物の54.4%(国内青果物79.2%)が、「中央卸売市場」を経由しているとされています。つまり、「中央卸売市場」は生鮮食料品の流通の中心に位置し、公正な価格を形成し、生産者や消費者、地域の流通業者を守るなどの公共的な性格をもつ社会インフラとしての役割を果たしており、国もその役割を評価しています。

### 3. 「卸売市場法」改定の内容とそれがもたらすもの

情報化の急速な進展や高速道路等の整備も

相まった流通・運輸形態の発展、さらに量販店の影響力が大きく増して、生鮮食料品をめぐる取引の形態も変化し、市場外取引が増大するなど、中央卸売市場の制度が創設された時代に比べて大きく変わってきています。このため、時代の変化に合わせて生鮮食料品の供給体制を整備することは必要なことだと思いますが、安倍政権が行った「法」の大幅改定は、83条あった条文を19条に縮小する大掛かりなもので、1923年の「中央卸売市場法」制定以来維持されてきた、「中央卸売市場制度」の基本を全面的に改変するもので、次のような問題点があります。

第1に、これまでは、国が「中央卸売市場」の開設や整備の計画を定めることと、市場が生鮮食料品を供給する開設区域を定めていました。つまり、国全体で「中央卸売市場」の配置と一体で開設区域(その市場が供給できると考えられる合理的な範囲や区域)が定められているため、各市場は開設区域内の市町村民に、安定的な供給体制を整えることが主な役割でした。しかし、この規定が削除されたことで、各都市の「中央卸売市場」間の卸売業者の競争が益々激しくなり、大きな業者による市場支配が容易になることが考えられます。卸売業者は民間事業者なので、自らの利益を求めて商圈を広げようとします。このため、これまでも、名古屋市場の開設区域内に大阪の卸売業者から、隠れた取引が取りざたされたことがありましたが、今後はこうしたことが合法的に行われることとなります。また、これまでは自治体にしか認めてこなかった「中央卸売市場」の開設を民間企業にも認めることとされました。開設者が民間企業になれば、市場を開設した都市の議会のチェックも困難になり、市民の声も届きにくくなってしまっ行政の関与が大きく後退せざるを得なくなり、公的役割が弱まって、利益第一主義の大手流通資本の使い勝手のいい市場に変質してしまうことが十分に考えられます。第2に、取引に関する諸規定が「法」や条例から削除されてしまったことで、公正な価格

形成、安定的な取引を担保する制度が後退してしまいました。

これまでは、委託・せり取引が原則で、買付・相対取引は許可制、さらに、現物の商品を市場に持ち込んで取引すること（商物一致の原則）や、卸売業者が集荷したものを仲卸業者・売買参加者以外に直接販売してはいけない（第三者販売の禁止）こと、仲卸業者が卸売業者を経ずに出荷者から直接商品を買付付けていけないこと（直荷引きの禁止）、の撤廃などが明記されていました。

これは、特定の企業が価格決定に影響を及ぼすのを避け、少数の卸売会社と多数の仲卸業者が、セリや相対などの取引方法を通じて公正な価格を形成することを担保するための制度です。こうした原則が削除されると、力の強い卸売会社が量販店などに直接販売することも合法化され、中小の仲卸業者には商品が回らなくなる可能性が広がります。卸売業者と仲卸業者・売買参加者の役割が曖昧になり、相互浸透して、混乱が生じることが危惧されます。卸売業者・仲卸業者を問わず、資本の大きい業者が有利になってしまうのではないのでしょうか。

卸売業者は、原則として生産者・出荷者から販売の「委託」をうける役割を担って来ました。商品を購入して売るのではなく、商品を売り手として評価して販売を仲介するだけの役割、委託販売が原則でした。売り手と買い手の両方で商品の価格を決めて買い取る、「買付」と言う方法は、投機などのおそれが生じるため、開設者の許可が必要になっていました。

これに対し、仲卸業者・売買参加者は、消費する側を代表して商品を適正に評価して購入する役割です。取引は、せり売り（複数の買手が一堂に会して取引が行われる）又は相対売り（特定の買手と協議して取引が行われる）という形態で行われ、売買の状況は開設者に書面（売上原票・仕切書等）で毎日報告されていました。

さらに、取引の公正さを現場で実際に担保

するために、開設者が「せり人」（卸売業者の従業員）、「せり」従事者（仲卸業者又は売買参加者の従業員）という資格試験を実施して、取引に参加する権利を付与する制度を設けていました。試験には、取引に関するルールはもとより、一般常識や流通に関する知識などを問うものが出題され、公のルールに則って市場が運営されることが市場人の常識として担保されるようになっていましたが、この制度も廃止されてしまいました。今後も、公正な価格形成が行われるか、極めて心配な事態です。

第3の問題は、これまで卸売業者は農林水産省が認可し、仲卸業者・売買参加者は開設者である自治体が業務許可することで、それぞれの業務に関する監督権を有していました。しかし、この業務認可制度をなくして、卸売業者、仲卸業者に対しては、市場施設の利用を許可するだけになってしまいました。これでは、公正な取引を担保する役割を国や自治体が担わなくても良いということになり、これまで曲がりなりにも維持されて来た価格の公正さを担保する要素が取り払われてしまいます。公正なパワーバランスが崩れ、力による支配がはびこる恐れがあります。国・開設者による監督と、卸売業者と仲卸業者との牽制によるバランスで保持されている公正な取引が出来なくなる可能性があります。卸売業者や大手の仲卸業者が、特定のスーパー等を優遇する恣意的な取引を行う危険性が高くなってしまっているのではないのでしょうか。「卸売市場」制度の崩壊につながるのではないのでしょうか。

#### 4. 名古屋市の対応について

「法」改正の際には、取引に関する制度の面については、各自治体が条例や規則で定めることとされましたが、「法」を改訂した国の姿勢の変化が大きく影響を与えることは明らかで、実際、名古屋市場でも条例に取引に関することは定められず、事業者間の協議によるものとされたのですが、現在まで十分な協議や検討は行われず従前のルールで取引が

続けられています。勿論、永年の「法」に支えられて続いてきた商慣習がありますから、すぐに卸売会社や仲卸業者が急に特定のスーパーや産地に支配されてしまうという事態にはならないとは考えられますが、今後、資本の規模や人的資源の差によって取引の公正さが担保され続けることが出来るのかは微妙です。

地球温暖化による食料生産環境の危機に加え、高齢化による農業・漁業の担い手減少の問題、さらに人口減少の問題や日本の食糧自給率の低下など、生鮮食料品の生産・流通に悪影響を与える要因が数多くある中で行われた今回の「法」改正の方向は、規制緩和・新自由主義の流れをさらに促進するものになっていますが、その方向に未来があるとは思えません。

大切なことは、開設者である名古屋市が、① 卸売業者、仲卸業者・売買参加者の意見を十分に反映するように協議・検討する場を保障すること、② 市民への生鮮食料品の安定的な流通が担保されるように、公平・公正な立場で「要綱」策定に向けた議論を主導する必要があるのではないのでしょうか。

大手資本による卸売市場支配を許さず、生産者や消費者、中小の流通業者などとも共同して、「中央卸売市場」の公的役割を維持するような取り組みが開設者に求められています。ましてや、名古屋の場合は、北部市場の施設老朽化問題があり、本場・北部市場の統合という大きな問題も考えられます。早急に開設者の考え方を明らかにして、協議・検討することが必要になっているのではないのでしょうか。

## ※用語の説明

- ①委託：卸売業者が出荷者から販売の委託を受ける取引方法（原則）
- ②買付：卸売業者と出荷者が値段を決め、卸売業者が買い取る取引方法（これまでは、開設者の許可が必要）
- ③セリ・入札：卸売業者と仲卸業者・売買参

加者とが複数参加して値段が一番高い相手を決める売る取引方法（原則）

- ④相対：卸売業者と仲卸業者・売買参加者とが個別に交渉して値段を決めて売る取引方法（これまでは、一部の特定品目・それ以外は許可が必要）
- ⑤第三者販売：卸売業者が中央卸売市場の取引に直接参加しない買い手に販売する取引方法（これまでは、卸売業者が開設者に申請して一定の条件に合致すれば、開設者が許可）
- ⑥直荷引き（ぢかにびき）：仲卸業者が卸売業者を経ずに出荷者から直接買い取る方法（これまでは、仲卸業者が開設者に申請して一定の条件に合致すれば、開設者が許可）